

令和7年8月22日（金）
こどもまんなかアクション
リレーシンポジウムin沖縄

『誰一人取り残さない
こどもまんなか社会』
の実現に向けて



沖縄県こども未来部
こども若者政策課





本日の説明



① こども政策の動向

② 沖縄県こども・若者計画

③ 計画に基づく新たな施策



こども・若者を取り巻く状況

- ・ 少子化、人口減少に歯止めがかからない。
- ・ 児童虐待相談対応件数や、不登校、ネットいじめの件数が過去最多
- ・ 約800人もの19歳以下のこどもが自殺

など、こどもを取り巻く状況は深刻になっている。

こども政策の動向

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

- 子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められる。（日本は1994年（平成6年）に条約に批准）
- 18歳未満の子どもを「権利をもつ主体」として位置づけ、**4つの原則**を定める。

差別の禁止

生命、生存及び発達に対する権利

子どもの最善の利益

子どもの意見の尊重

国の動向（主なもの）

「こども家庭庁」設置
（こども政策を一元管理）

「こども基本法」施行
（こども施策の包括的な基本法）

「こども大綱」閣議決定
（こども施策の基本的な方針・重要事項）

沖縄県の動向（主なもの）

「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」施行

「こども未来部」設置

「沖縄県こども・若者計画」策定
（未来のおきなわっこプラン）

目指すのは、こどもまんなか社会

こども基本法第1条（目的）

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、（略）その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、（略）こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、（略）こども施策を総合的に推進することを目的とする。

こども大綱

第1 はじめに 3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、（略）ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

沖縄県こども・若者計画（未来のおきなわっこプラン）

こども基本法に基づくこども大綱を勘案し、策定した「沖縄県こども・若者計画」も「誰一人取り残さないこどもまんなか社会の実現」を目指している。

沖縄県こども・若者計画

こども基本法

(都道府県こども計画等)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（都道府県こども計画）を定めるよう努めるものとする。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

既存計画

沖縄県子どもの貧困対策計画

子ども・子育て支援事業支援計画
(黄金っ子応援プラン)



こども施策に関する事項等

少子化対策

子ども・若者育成支援

沖縄県こども・若者計画 ←「青年期」も対象

愛称募集 (335作品応募) → (未来のおきなわっこプラン)

沖縄県こども・若者計画の概要 (未来のおきなわっこプラン)

第1章

計画の策定にあたって

○策定趣旨 ○基本理念 ○基本方針 ○計画期間 等

第2章

こども・若者を取り巻く現状と課題

人口、子育て環境、こどもの貧困等の現状と課題

第3章

こども施策に関する重要施策

- ライフステージを通じた（別の）重要施策：約100施策
- 子育て当事者への支援に関する重要施策
- 最重要課題の解消に向けた施策（こどもの貧困対策）

第4章

子ども・子育て支援事業支援計画

教育・保育量の見込み、提供体制確保、実施時期等

第5章

こども施策を推進するために必要な事項

こども・若者の社会参画・意見反映 等

第6章

こども・若者計画に関する指標

「こどもまんなか社会」の実現に向けた指標：9
こども・若者、子育て当事者の状況等を把握する指標：89

第7章

個別施策集

施策	こどもの 貧困対策	少子化 対策	子ども・若者 育成支援	子ども・子育て 支援
△△策	○	○	-	○

<基本理念>

社会の一番の宝である沖縄のこどもたちが生き生きと暮らせる「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の実現を目指す。

<こどもの貧困対策>

3つの柱で施策を強化

- ①ライフステージに応じた施策の充実強化
- ②貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援
- ③支援につながっていないこどもとその保護者・家庭への支援体制の構築

<こども・若者の社会参画・意見反映>

- ・社会参画の促進・意見表明の機会充実
- ・多様な声を施策に反映させる環境整備
- ・社会参画・意見反映を支える人材の育成 等

沖縄県こども・若者計画策定に向けて

こども基本法

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

①令和6年度にこども計画を策定するにあたり、こども・若者、保護者等から意見を聴取

<webアンケート等：6,054人>

- 幼稚園児（4～5歳）17人
- 小学生（5、6年生）375人
- 中学生（1～3年生）697人
- 高校生（公立・私立・通信1～3年生）176人
- 若者（18歳以上29歳以下）726人
- 保護者3,978人
- 配慮が必要なこども・若者（12歳～39歳、11施設・支援団体）64人
- その他21人

②大学生ファシリテーターによるモデル事業

<フィールドワーク等：487人>

- 大学生（モデル事業に参画）51人
- 幼稚園～大学生（フィールドワークで意見表明）436人

県内2大学の授業を活用し、大学生による意見表明を実施
県と協働でこどもたちの社会参画、意見表明の場づくりに取り組んでもらった。



大学生にはフィールドワークにより、自ら地域の児童館やこどもの居場所などに出向いて、こどもたちの意見表明、社会参画の場づくりを実施し、こどもたちの声をプレゼン形式により届けてもらった。

こども・若者からいただいた意見の紹介（一部）

こども・若者からの意見

《みんなの意見マーク》

こども・若者等からの意見を反映した項目を明記

計画に反映したところ

理解と一緒に考えてくれると
うれしい（小学生）



話を最後まで聞いて、意見を尊重
して欲しい（中学生）



大人の意見や価値観を押し付け
ないで欲しい（高校生、大学生）



こどもを1人の人として扱って
欲しい。こどもだからって下
に見ないで欲しい（配慮）



いろんな人がやりたいことが
できるような社会になって欲
しい（小学生）



演劇をする機会が欲しい（高校生）



体を動かす事が好きなのでスポーツや
運動できる環境（施設ジム）があれば
良い（配慮）



◆第1章 2 基本理念

「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の実現
～「沖縄の目指す社会」～



I すべてのこどもたちが権利の主体として尊重され、こどもの最善の利益が優先されるとともに、こどもが意見を表明し、その意見が尊重され、社会に参画する機会が確保される「こどもまんなか社会」
(略)

◆第3章 1-(1)

こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、生まれながらに権利の主体です。こどもまんなか社会の実現に向けては、こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る必要があります。そのためには、（略）



◆第3章 1 ライフステージを通した重要施策

(2) ア 遊びや体験活動の推進



健やかな成長につながる、多様な遊びや体験活動の機会・場を創出するため、次に掲げる施策を推進します。

(略) 福祉教育や、地域の自然環境、歴史、伝統文化、芸術に触れる体験活動、ボランティア活動、スポーツ活動等を推進するほか、学校・地域における自然体験学習や読書活動等の多様な学習活動の充実に取り組みます。

沖縄県こども・若者計画に基づく新たな施策①

(こども・若者計画推進事業)

事業目的

計画に基づくこども施策の推進を図るため、
第3章に定める「こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有」を図るための普及啓発や、
第5章に定める「こども・若者の意見表明や社会参画の機会づくり」の充実を図り、
気運の醸成に取り組むための事業を実施する。

ファシリテーター 養成事業

こども・若者の意見表明を応援
するファシリテーターを養成し、
必要な知識と学びの場を提供

- ①大学生ファシリテーター募集
- ②集合型講座
 - ・こどもの意見聴取とは
 - ・ファシリテーターに必要なスキルフィールドワーク・振り返り
- ③ワークショップ&成果報告会



こども・若者 モニター事業

こども・若者がアンケートを通して意見
を表明できる仕組みの構築

- ①こども・若者モニター募集・登録
- ②沖縄県から意見を伝えて欲しいアンケートをモニターに送付
- ③アンケートで得た意見・アイデアを県政に取り入れる。



こどもの権利 普及啓発事業

こどもの権利を普及啓発し、こ
どもの権利について、県民及び
社会全体の理解促進を図る。

- ①メディアを活用した普及啓発
- ②「こどもの権利週間」(11/17～11/23)におけるイベント等
- ③広報・広告媒体の製作・配付
- ④学校や関係機関を対象とした、出張授業・研修の実施
- ⑤広報活動の効果検証のためのアンケート実施

沖縄県こども・若者計画に基づく新たな施策② (こども・若者体験事業)

事業目的

地域や成育環境によって格差が生じないように配慮しつつ、こども・若者に多様な体験の機会を提供し、こども・若者の健やかな成長及び自立に向けた支援を行う。

令和7年度は戦後80年という節目にあたるため、こども・若者が沖縄戦について学ぶ舞台を開催するとともに、平和を希求する「沖縄のこころ」をアート、音楽、舞台等で表現するワークショップを開催する。

戦後80周年祈念（舞台） 「生きているから～対馬丸ものがたり～」

- 体験機会の少ないこども・若者に観劇の機会等を提供
- ワークショップに参加したこども・若者等に舞台当日、ボランティア体験をしてもらう。



①日時：令和7年8月16日（土）
8月17日（日）

②場所：那覇文化芸術劇場「なは一と」

連動

ワークショップ (アート、音楽、舞台等)

- 学校、児童館等でアート、音楽、演劇、舞台美術等をテーマとしたワークショップを開催
- 製作した楽曲や舞台美術を本番の舞台でも活用

<アート>



<舞台演劇>



<音楽制作>



<演劇>



<舞台美術>



沖縄県では、今後も引き続き、
「沖縄県こども・若者計画」に掲げる施策を推進し、
「誰一人取り残さない**こどもまんなか**社会」
の実現を目指してまいりますので、
ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

<ご参考>

「沖縄県こども・若者計画」及び「こども・若者等の意見」

沖縄県こども・若者計画 (未来のおきなわっこプラン)



<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/kosodate/1008254/1034356.html>

沖縄県こども・若者計画策定に係る こども・若者等の意見反映について



<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/kosodate/1008254/1033469.html>

ご清聴ありがとうございました

